

後期高齢者医療制度の保険料のお知らせ

■保険料の計算方法(令和7年度)

令和7年度は、下記のように変更になります。保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。正式な保険料のお知らせは6月中旬にお送りします。

均等割 【1人当たり保険料】 52,953円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和6年中の所得 - 最大43万円) × 11.79%	=	1年間の保険料 【限度額80万円】 ※100円未満切り捨て
---	---	--	---	--

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

■均等割の軽減割合

網掛け部分が変更になります。

世帯の所得(同じ世帯の被保険者全員と世帯主の所得の合計)に応じて、均等割額が次のとおり軽減されます。

均等割額が軽減される世帯（ ～～～ 部分は給与所得者等が2人以上の場合に計算します）	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	7割軽減
43万円 + (30万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	5割軽減
43万円 + (56万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が125万円（65歳未満の場合は60万円）を超える方

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

※後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方は、制度加入から2年を経過する月まで別途軽減があります。

■保険料の支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です(申し出によって「口座振替」も可能)。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は、「年金天引き」の対象とならないため、「納付書」または「口座振替」にて納めてください。なお、「口座振替」を希望される方は、保険医療課にお申し出ください。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- (3)制度の加入期間が半年未満の方